

亀山市教育委員会告示第1号

亀山市夜間中学就学援助費交付要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

亀山市教育委員会教育長 中原 博

亀山市夜間中学就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）第14条及び第19条の規定に基づき、三重県立夜間中学に在籍する生徒又は保護者のうち、経済的理由によって就学が困難と認められる者に対して就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、教育の機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 法第14条に規定する学齢期を経過した者であつて、三重県立夜間中学に在籍するものをいう。
- (2) 保護者 生徒が満18歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間にある場合の親権者、未成年後見人及び生徒を監護している者として亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者をいう。

(交付対象者)

第3条 この告示により交付する援助費（以下「就学援助費」という。）の交付対象者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する生徒又は保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 当該年度又はその前年度において、生活保護法に基づく保護の廃止又は停止の措置を受けた者
- (3) 当該年度の前年度（次条の規定による申請が6月1日以後の場合は当該年度）の世帯の所得が教育委員会の定める基準以下の者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が就学援助を必要と認めた者

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者は、夜間中学就学援助認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助の認定又は不認定の決定を行う。

2 教育委員会は、前項の決定を行うために必要があるときは、三重県立夜間中学の学校長（以下「学校長」という。）又は民生委員の助言を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の決定を行ったときは、夜間中学就学援助認定通知書（様式第2号）又は夜間中学就学援助不認定通知書（様式第3号）により学校長を経由して申請者に通知するものとする。

4 前条及び前3項の規定にかかわらず、第3条第1号に該当する者及び教育扶助（生活保護法第13条に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者については、その事実をもって就学援助費の交付を認定する。

(就学援助の期間)

第6条 就学援助を受けることができる期間は、教育委員会が前条第1項の規定による認定をした日の属する月から当該年度の末日までとする。

(就学援助費)

第7条 就学援助費は、次に掲げるもの（教育扶助が行われている場合にあっては、当該教育扶助に係るものを除く。）とし、その額は、予算の範囲内で教育委員会が定める。

(1) 学用品費

(2) 校外活動費

2 前項第1号に掲げる就学援助費の交付額は、月割りで計算するものとする。この場合において、就学援助に係る生徒が月の初日から末日までの期間の全日数を出席しないときは、その月分を減額して交付する。

(変更等)

第8条 認定者は、第4条の規定により提出した申請書の内容に変更が生じたときは、夜間中学就学援助変更届（様式第4号）により速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 認定者は、就学援助費の交付を辞退しようとするときは、夜間中学就学援助辞退届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消）

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（1）就学援助費を目的外に使用したとき。

（2）虚偽その他不正な手段により就学援助費の認定を受けたとき。

（3）交付対象者でなくなったとき。

2 教育委員会は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、夜間中学就学援助認定取消通知書（様式第6号）により学校長を経由して認定者に通知するものとする。

（返還）

第10条 就学援助費の交付を受けた者は、前条第1項の規定により認定が取り消されたときは、交付を受けた就学援助費の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

夜間中学就学援助認定申請書

亀山市教育委員会 宛

年 月 日

申請者 (保護者)	住 所	
	氏 名	
	※本人が署名しない場合は、記名押印してください。	
	電 話	() —

次のとおり、就学援助を申請します。

援助を受けなければならない理由（なるべく具体的に状況をご記入ください。）						
家 族 の 状 況 （ 同 居 者 全 員 ）		ふ り が な 氏 名	申 請 者 と の 続 柄	生年月日	現 在 の 勤 務 先 在学中又は入学予定の者は学校名及び学年	その他
	1		本 人 (申請者)	年 月 日		
	2			年 月 日		
	3			年 月 日		
	4			年 月 日		
	5			年 月 日		
	6			年 月 日		
	7			年 月 日		

(同意事項)

・就学援助認定の申請に当たり必要な限度において、①住民基本台帳、②市民税課税台帳又は③生活保護受給状況を教育委員会が閲覧し、又は照会することについて、家族の状況に記載した全員の承諾を得た上で同意します。

・申請内容に変更があった場合は、夜間中学就学援助変更届を提出することに同意します。

年 月 日

氏名

※ 年 1 月 1 日に亀山市の住民基本台帳に登録されていない方については、市で確認ができないため、 年中の収入が分かる書類（課税証明書等）を添付してください。

教委使用欄	所 得	特 例	教 育 委 員 会 受 付 印
	認定・不認定	認定・不認定	

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市教育委員会
教育長

夜間中学就学援助認定通知書

このことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 認 定 年 月 日 年 月 日

2 生徒名又は
入学予定者名

3 生徒住所又は
入学予定者住所

4 学 年

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市教育委員会
教育長

夜間中学就学援助不認定通知書

このことについて、下記のとおり不認定としましたので通知します。

記

- 1 生徒名又は
入学予定者名
- 2 生徒住所又は
入学予定者住所
- 3 学 年
- 4 不 認 定 理 由

夜間中学就学援助変更届

亀山市教育委員会宛 年 月 日

申請者 (保護者)	住 所	
	氏 名	
	※本人が署名しない場合は、記名押印してください。	
	電 話	() —

下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。
なお、届出に係る内容について、関係機関等において調査することを承諾します。

援助を受けなければならない理由（なるべく具体的に状況をご記入ください。）	
※変更のない場合は記入不要	

住 所 の 変 更	(変更前の住所)
	(変更後の住所)

※変更がなくても記入し、変更の有無に○をつけてください。

家 族 の 状 況 （ 同 居 者 全 員 ）	ふ り が な 氏 名		申 請 者 と の 続 柄	生 年 月 日	現 在 の 勤 務 先 在学中又は入学予定の者は学校名及び学年	そ の 他
	1		本 人 (申 請 者)	年 月 日		変 更 有 ・ 無
	2			年 月 日		変 更 有 ・ 無
	3			年 月 日		変 更 有 ・ 無
	4			年 月 日		変 更 有 ・ 無
	5			年 月 日		変 更 有 ・ 無
	6			年 月 日		変 更 有 ・ 無
	7			年 月 日		変 更 有 ・ 無

そ の 他	※その他変更がある場合は記入してください。
-------	-----------------------

※添付書類 変更があった者（収入がある者に限る。）の令和 年分の課税証明書等

教育委員会受付印

教委使用欄	所 得	特 例
	認 定 ・ 不 認 定	認 定 ・ 不 認 定

様式第5号(第8条関係)

夜 間 中 学 就 学 援 助 辞 退 届

年 月 日

亀山市教育委員会 宛

申請者 住 所
(保護者)

名 前

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

連絡先

私は、就学援助費の交付を辞退いたしたく、下記のとおり届け出ます。

記

辞退年月日年.....月.....日

学 年 第 学年

氏 名

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市教育委員会
教育長

夜間中学就学援助認定取消通知書

このことについて、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

記

- 1 生徒名又は
入学予定者名
- 2 生徒住所又は
入学予定者住所
- 3 学 年
- 4 認定取消年月日
- 5 認定取消理由